

史跡武田氏館跡第3次整備基本計画作成業務特記仕様書

1 業務受託の条件

本業務は、国指定史跡武田氏館跡整備事業に係る基本計画の見直し等検討を行い、作成するものである。業務内容は国史跡を扱い、文化庁と山梨県教育委員会の指導を受けて進めるため、史跡整備に精通し、山梨県内の文化財に関する専門的な知識に基づく計画の立案が不可欠である。

そのため、本業務は国又は地方公共団体が行う史跡の「保存活用計画」若しくは「保存管理計画」、又は史跡整備の「基本構想」若しくは「基本計画」作成に過去5年間(平成26年4月～平成31年3月)で実績を要する者とする。加えて、現場代理人には、上記の計画作成に実務経験を有する史跡整備に精通する者を参画させなければならない。

2 業務の進め方

平成24年度に策定の『史跡武田氏館跡第2次整備基本計画』(以下は、「第2次基本計画」という。)について、現状で遅れが生じている。事業計画を修正するために基本計画の内容を再検証し、課題を抽出し再構築するとともに、平成16年度策定の『史跡武田氏館跡整備基本構想・整備基本計画』(以下、「基本構想・基本計画」)に則って、事業計画を検討することになる。受託者は、契約後速やかに委託者と今後の業務工程について協議すること。

3 整備基本計画の見直し等について

「第2次基本計画」は、「基本構想・基本計画」のうち、基本構想はそのまま活かしている。『史跡武田氏館跡第3次整備基本計画』(以下は、「第3次基本計画」という。)も同様に基本構想はそのまま活かし、基本計画のみ見直し等検討し作成するものとする。

具体的には「第2次基本計画」で策定されている第IV章(整備計画)から第V章(今後の課題と事業の方向性)の見直しを主たる対象とする。加えて、平成31年4月に改正された文化財保護法に則った史跡の保存・活用等についても新たに検討し、今後の史跡整備事業の中で統一的事項のもと運用できるよう作成しなければならない。

そして、内容・事業スケジュールの見直しと今後の事業に要する概算事業費の積算を行うものとする。その他、全体的な流れについては甲府市教育委員会内で再検討した内容を基に進めることとする。最終的に成果物では、「第2次基本計画」に則った形で章立てを行い、報告書形式でまとめるものとする。

4 公開活用計画について

統一した全体整備計画のもと、「第2次整備基本計画」に則ってサイン計画・デザインコード、動線を検討するものとする。

- (1)サイン計画 :既存のサイン計画を史跡見学ルートに合わせて甲府市教育委員会でも再検討したものを基礎資料として見直し作業を進めることとする。
- (2)デザインコード :史跡景観に配慮した色調・規格・形態を重視すること。
- (3)動線 :平成31年に設置された総合案内所を拠点とした史跡全域および関連文化財とのネットワーク形成を検討すること。

5 便益施設整備及び管理運営計画について

館跡全体のランドデザインに則った施設整備と管理運営計画を検討するものとする。今までの整備によって一部整備を終える梅翁曲輪ゾーンの堀・土塁と今後整備が進む北郭全域ゾーンを結ぶ動線が可能となり、史跡全体の動線から便益施設等設置も検討すること。加えて、整備完了地の管理や未整備地の維持管理体制および運営体制についても検討すること。

6 整備イメージ図作成

基本的にCADを用いて作図するものとする。ただし、異なる手法を用いることでより良いイメージが作成可能であれば、別途協議する。